

令和4年第1回川西町 議会定例会会議録

令和4年3月4日 金曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和4年3月4日 金曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第28号 川西町教育長の任命について

日程第 4 議第29号 川西町監査委員の選任について

日程第 5 議第30号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 選第 1号 松川堰組合議会議員の選挙について

日程第 8 議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定について

日程第 9 議第15号 押印の見直しに関する関係条例の設定について

日程第10 議第16号 性別記載の見直しに関する関係条例の設定について

日程第11 議第17号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第12 議第18号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第13 議第20号 川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例の制
定について

日程第14 議第22号 川西町行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について

日程第15 議第23号 川西町庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定について

- 日程第16 議第24号 川西町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第17 議第26号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第18 議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）第2回変更請負契約の締結について
- 日程第19 議案の委員会付託
- ・ 令和4年度施政方針の説明について
- 日程第20 議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第21号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第25号 町有財産の貸付について
- 日程第23 議第2号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第24 議第3号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議第4号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議第5号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議第6号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議第7号 令和4年度川西町一般会計予算
- 日程第29 議第8号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 議第9号 令和4年度川西町下水道事業特別会計予算
- 日程第31 議第10号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議第11号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計予算
- 日程第33 議第12号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算
- 日程第35 請願の付託
- 請願第1号 町道坂水田中線、町道三ツ井坂水線道路整地舗装整備の請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和4年2月2日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、議員、役職等に関する申合せ事項により議長の選挙が行われ、長井市議会選出の浅野敏明議員が当選されました。また、議会運営委員会の委員長の互選結果の報告があり、高橋輝行議員が互選されました。病院運営特別委員会副委員長の互選において、渡部秀一議員が選任されました。

続いて、置賜広域病院企業団特別職の職員の報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、令和3年度病院事業会計補正予算（第3号）、令和4年度病院事業会計予算、置賜広域病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部改正する条例の制定について、置賜広域病院企業団と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属された事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について、権利の放棄について、置賜広域病院企業団監査委員の選任についての7議案が上程され、それぞれ原案のとおり承認、可決されました。

2月16日、本町において、置賜地方町村議会議長会令和3年度定期総会が開催され、議事において報告事項2件の報告の後、令和4年度事業計画、令和4年度負担金について、令和4年度会計予算の3議案が上程され、それぞれ可決されました。

2月22日、米沢市議会議場において、置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、専決処分事件の承認を求めることについて、令和3年度一般会計補正予算（第3号）、令和3年度消防特別会計補正予算（第2号）、令和4年度一般会計予算、令和4年度ふるさと市町村圏事業費特別会計予算、令和4年度消防特別会計予算の6議案が上程され、それぞれ原案のとおり承認、可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎表彰伝達及び町政報告

○議長 次に、町村議会広報全国コンクール表彰の報告及び伝達を行います。

第36回町村議会広報全国コンクールにおいて、かわにし議会だよりが優良賞に選定されました。ついては、これより表彰の伝達を行います。

栄えある表彰を受けられました広聴広報常任委員会の橋本欣一委員長は、議場中央にお進みください。

表彰状、優良賞、山形県川西町議会殿

貴議会広報紙は、第36回町村議会広報全国コンクールにおいて、頭書の成績を収められました。

よって、ここにこれを表彰いたします。

令和4年2月8日、全国町村議会議長会会長、南雲 正。

おめでとうございます。（拍手）

受賞されました広聴広報常任委員会におかれましては、誠におめでとうございます。今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。

町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 議会広報全国優良賞表彰、誠におめでとうございます。

私から、令和3年12月から、この3月までの町政の報告をさせていただきます。

昨年12月6日から21日まで、第4回川西町議会定例会が開催されました。

1月7日、佐川急便との災害協定締結式を行いました。この協定は、佐川急便南東北支店が県内の自治体との災害時の支援に対する協定を進めているもので、県内では米沢市に次いで2件目となります。佐川急便の持つ物流搬送のノウハウや人的協力を得て被災者に対する支援や官民連携の取組が期待されております。

1月9日、庁舎前駐車場において、令和4年消防出初め式を開催いたしました。

1月17日、川西町豪雪対策本部を設置しました。令和3年12月17日からの降雪により、令和4年1月4日に雪害対策連絡会議を設置し、さらに除雪中の事故や降雪が続いたことから、雪害対策連絡会議から豪雪対策本部に移行したところでございます。町民への注意喚起や道路除雪の徹底をはかり、町民生活の安全確保に万全を期しております。

1月24日、第2回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。開会に先立ち、本職から長沢会長に対し川西町国民健康保険税税率等の改正について諮問をし、会議では、川西町国民健康保険運営の現状を説明した後、税率等の改正について協議をいただき、安定した国保運営のため改正は妥当と承認され、1月28日に、本職にその旨答申をいただきました。

1月31日、川西町議会全員協議会が開催されました。

1月31日、オンラインにて全国川西会議の意見交換会が行われました。コロナ禍において、総会が書面表決となり、また、奈良県川西町では、令和3年8月に小澤晃広町長が就任されたことから、4市町の顔合わせも兼ねて各市町の近況が報告されました。本町からは、新庁舎の開庁などを報告するとともに、令和4年度は兵庫県川西市において、対面での会議を行い、顔の見える交流を継続していくことを確認いたしました。

2月9日、第1回川西町議会臨時会が開催されました。

2月14日、川西町水道委員会を開催しました。新たな任期により、12名の委員に委嘱状を交付し、委員長に、川西町商工会会長、寒河江輝文氏を、副委員長に、川西町自治会長連合会幹事、斎藤修一氏が選出されました。会議では、令和3年度水道事業の実績及び決算見込み、令和4年度水道事業の概要等について報告、説明を行いました。

2月21日、川西町議会全員協議会が開催されました。

2月24日、第2回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、川西町教育等の振興に関する大綱、アクションプランの進捗状況について報告、協議を行ったところであります。

2月24日、第3回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、令和3年度保険事業実施状況を報告するとともに、令和4年度の事業計画案及び予算案について説

明し、国民健康保険事業の安定的な運営と被保険者の健康増進をはかる口腔衛生の重要性など貴重な御意見をいただきました。

続きまして、契約に関する調書についてご報告を申し上げます。

12月15日、工事名、川西町交流館多目的ホール空調設備設置工事、落札金額1,204万5,000円、落札者、(株)藤倉設備、代表取締役、藤倉利英。

以下、4件につきまして、入札を執行したところでございます。

それでは、私から町政の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

6番島貫 偕君、7番伊藤 進君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日3月4日より3月25日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎議第28号 教育長の任命について

○議長 日程第3、議第28号 川西町教育長の任命について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第28号 川西町教育長の任命についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育長小野庄士氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、提案するものであります。

川西町教育長の任命について、次の者を川西町教育長に任命したいから、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字上小松2905番地の5

氏 名 小 林 英 喜

生年月日 昭和35年2月12日

本日付であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

小林英喜君の入場を求めます。

ここで教育長に任命、同意されました小林英喜君よりごあいさつをお願いいたしたいと思
います。

○教育長 貴重なお時間をいただきまして、一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと
存じます。

議員の皆様方には、ただいま教育長任命のご同意をいただき、心より御礼申し上げます。

過日、原田町長よりお話をいただき、私のような浅学非才の者が教育長に重責を果たせる
かと大変悩みましたが、これまで皆様方にお育ていただいたご恩に報いるためにも、この職
責に身を置く決心をしたところでございます。

コロナ収束の先も見通せない中、現下社会情勢は、少子化・高齢化等の問題が様々な形で
地域に影響を及ぼしております。教育界におきましても様々な教育改革が進められ、変化の
激しい時代ではございますが、議員の皆様方のご指導・ご鞭撻を賜りながら、町民の皆様、
職員の皆様とともに、人づくりこそが川西町全体の発展をつくり出す基盤だということを肝
に銘じ、職務に誠心誠意努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げま
す。(拍手)

○議長 小林英喜君におかれましては、本町教育行政発展のため、ご活躍をご期待申し上げま
す。

◎議第29号 監査委員の選任について

○議長 日程第4、議第29号 川西町監査委員の選任について、これを議題といたします。
提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第29号 川西町監査委員の選任についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、監査委員島貫憲明氏が令和4年3月17日をもって任期満了となるため、提案するものであります。

川西町監査委員の選任について、次の者を川西町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字上小松3331番地の14

氏 名 嶋 貫 榮 次

生年月日 昭和31年7月3日

本日付であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

嶋貫榮次君の入場を求めます。

ここで監査委員に選任、同意されました嶋貫榮次君よりごあいさつをお願いしたいと思います。

○監査委員 ただいまご紹介をいただきました嶋貫榮次と申します。

ただいまは、監査委員の選任にご同意をいただきまして誠にありがとうございました。

監査という仕事は、町の財務事務等について、公正で合理的かつ効率的に行っているかどうか、これをチェックするという非常に大切な職務であるというふうに認識しております。

私、もとより微力ではございますけれども、監査委員という職責を全うすべく精いっぱい

努力してまいります。どうか議員の皆様におかれましては、ご指導・ご鞭撻のほどよろしく
お願い申し上げます。

また、町長をはじめ執行部の皆様方にもご協力を賜りながら職責を務めてまいりますので、
どうぞよろしくお願いたします。本日は大変ありがとうございました。（拍手）

○議長 嶋貫榮次君におかれましては、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

◎議第30号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 日程第5、議第30号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議
題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第30号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員の星野謙司氏が令和4年3月31日
をもって任期満了となるため、提案するものでございます。

川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次の者を川西町固定資産評価審査委
員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるもの
であります。

記

住 所 川西町大字東大塚1843番地

氏 名 青 木 茂

生年月日 昭和31年9月7日であります。どうぞよろしくお願申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会
運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、
直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住 所 川西町大字高豆蔻523番地

氏 名 奥 村 邦 彦

生年月日 昭和35年6月24日であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

◎選第1号 松川堰組合議会議員の選挙について

○議長 日程第7、選第1号 松川堰組合議会議員の選挙について、これを議題といたします。
提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 選第1号 松川堰組合議会議員の選挙についてお諮り申し上げます。

松川堰組合同規約第9条第1項の規定により、同組合管理者から選挙について告知があったので、第6条第1項の規定により組合議会議員を選挙する。

記

定 員 1人

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 選挙の方法についてお諮りいたします。8番神村建二君。

○8番 松川堰議会議員の選挙の方法については、指名推選の方法によることを推薦いたします。

○議長 ただいま神村建二君より、松川堰組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によりたいとの動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本動議のとおり指名推選によることに決定いたしました。

指名推選を求めます。

神村建二君。

○8番 松川堰組合議会議員に、島貫 偕議員を推薦いたします。

○議長 お諮りいたします。ただいま指名推選がありました島貫 偕君を松川堰組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選されました島貫 偕君が松川堰組合議会議員に当選されました。

松川堰組合議会議員に当選されました島貫 偕君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定について

◎議第15号 押印の見直しに関する関係条例の設定について

◎議第16号 性別記載の見直しに関する関係条例の設定について

◎議第17号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◎議第18号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議第20号 川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議第22号 川西町行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について
- ◎議第23号 川西町庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定について
- ◎議第24号 川西町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- ◎議第26号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について
- ◎議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）第2回変更請負契約の締結について

○議長 日程第8、議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定についてから、日程第18、議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）第2回変更請負契約の締結についてまでの11議案を議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、職員を公益的法人等へ派遣するにあたり、本条例を制定する必要があるため提案するものであります。

内容について、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を次のように制定するものであります。

令和4年3月4日提出、町長名であります。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、御覧願います。

1、制定の趣旨につきましては、職員を公益的法人等へ派遣するにあたり、公益的法人等

への一般職の公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、派遣に関する詳細について条例を新たに制定するものであります。

2の条例の内容につきましては、派遣方法としまして、町職員の身分を有したままの派遣職員と、一旦町を退職する退職派遣者に分かれております。

初めに、(1)派遣職員に関する規定であります。

①派遣できる公益法人等につきましては、一般社団法人、一般財団法人と記載のとおり派遣団体を改めるものであります。

②派遣先団体へ派遣させない職員につきましては、臨時職員や非常勤職員など、記載のとおり派遣させない職員を定めるものであります。

③勤務条件につきましては、法で定める勤務条件外では、福利厚生と業務従事状況の連絡について定めるものであります。

④職務へ復帰させる場合につきましては、役職員の地位を失ったときや法令及び本条例に適合しなくなったときなど、記載のとおり復職について定めるものであります。

裏面の⑤に移らせていただきます。派遣職員の給与支給の特例につきましては、派遣職員の給与は町からは無給を基本としますが、法の要件を満たした場合の支給について定めるものであります。

⑥病気休職時の給与支給につきましては、長期休養を要し休職となった職員の給与の支給について定めるものであります。

⑦派遣職員の復職時における処遇につきましては、職務に復帰した職員の給与等の調整について定めるものであります。

次に、(2)の退職派遣者に関する規定であります。①から⑤まで、それぞれありますが、④を除き派遣職員の場合と同様に定めるものであります。

④の退職派遣者を採用しない場合につきましては、法令に違反し懲戒免職処分が適当と認められる場合などは採用をしないことを定めるものであります。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行としております。

以上でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 原田町長。

○町長 議第15号 押印の見直しに関する関係条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、住民に求めている認め印の押印を廃止するため提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第15号 押印の見直しに関する関係条例の設定についてご説明いたします。

押印の見直しに関する関係条例を次のように制定するものであります。

令和4年3月4日提出、町長名であります。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、御覧願います。

この取組につきましては、国や県における押印見直しの取組に合わせまして、町の書式全体について見直しを進めております。その取組において、条例改正が必要な内容についてご提案するものであります。

1の設定の趣旨につきましては、町民等の負担軽減や利便性向上、業務効率化による行政サービスのさらなる向上をはかるため、行政手続等において、住民や事業者から提出される申請書等における押印について、法令等にその根拠を持たない押印の廃止を行うものであります。

2の改正の内容につきましては、議案の条例第1条から5条にありますそれぞれの条例について、法令等にその根拠を持たない押印を各種様式から削除するものであります。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

以上でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第16号 性別記載の見直しに関する関係条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、第4次川西町男女共同参画推進計画アクションプランに基づき、条例で規定する性別記載等を見直すため、提案するものであります。

内容につきまして、針生まちづくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 命によりまして、議第16号 性別記載の見直しに関する関係条例の設定についてをご説明申し上げます。

議第16号 性別記載の見直しに関する関係条例の設定について。

性別記載の見直しに関する関係条例を次のように制定する。

性別記載の見直しに関する関係条例といたしましては、以下の4条例について、町長提案

のとおり、第4次川西町男女共同参画推進計画アクションプランに基づき一部改正するものでございます。

なお、個別の内容については、概要書にてご説明申し上げます。

裏面に移りまして、附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

本日付、町長名でございます。

添付いたしました概要書に基づきまして、改正する4条例の内容について申し上げます。

1、設定の趣旨でございます。

国における男女共同参画社会の推進を背景に、本町では平成18年度に川西町男女共同参画推進計画を策定し、本年度からは第4次計画をかわにし未来ビジョン後期基本計画のプロジェクトに包含いたしまして、アクションプランにより具体的な取組を進めているところでございます。

本条例改正は、このアクションプランに基づきまして、各申請手続や印鑑登録証明書交付に関し、条例で規定いたします様式等における性別記載部分の見直しを行うものでございます。

なお、見直す視点といたしましては、男女共同参画社会の実現に資するため、性別による固定的な役割意識をなくす観点で、他自治体の先行事例を踏まえ、本町条例等の規定を検証し、その結果、次の見直しとするものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 川西町乳牛導入資金貸付条例の一部改正、同条例で規定いたします借入申込書にございます経営体の経営概要にある男女別の記載箇所を見直し、人数に一本化するものでございます。

(2) 川西町印鑑条例の一部改正でございます。印鑑登録証明書につきまして、交付する証明書の記載事項のうち、男女別を削除するものでございます。

(3) 川西町火入れに関する条例の一部改正でございます。森林法に規定する許可手続に関し、同条例に規定いたします許可申請書の作業従事者の男女別の記載箇所を見直し、人数に一本化するものでございます。

(4) 川西町肥育素牛導入資金貸付条例の一部改正でございます。同条例に規定いたします借入申込書にある経営体の経営概要にある男女別の記載箇所を見直し、人数に一本化するものでございます。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第17号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員の休暇制度に準じて改正するため、提案するものがあります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第17号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正する条例を次のように制定するものであります。

裏面に移りますが、本日付、町長名であります。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、御覧願います。

1、改正の趣旨につきましては、国家公務員の休暇制度に準じて、新しく特別休暇を設けるため、改正するものであります。

2の改正の内容につきましては、出産サポート休暇と育児参加休暇の2つの特別休暇を新たに設けるものであります。

(1)の出産サポート休暇につきましては、不妊治療に係る休暇であります。職員が不妊治療に係る通院等のため、通勤しないことが相当であると認められる場合は5日まで、体外受精等の場合は10日まで付与できるものであります。

(2)育児参加休暇につきましては、男性の育児参加を促す休暇であります。

①の対象者につきましては、妻が分娩する場合において、その分娩に係る子、または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため通勤しないことが相当であると認められる職員であります。

②の期間及び日数につきましては、出産予定日の8週間前の日から出産の日の8週間において5日まで付与できるものであります。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

以上でご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第18号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て提案申し上げます。

提案理由につきましては、国家公務員の育児休業制度に準じて改正するため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第18号 川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

本日付、町長名であります。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、御覧願います。

1の改正の趣旨につきましては、国家公務員の育児休業制度に準じて改正するものであります。

2の改正の内容につきましては、2点ございます。

(1) 会計年度任用職員の育児休業の取得要件緩和につきましては、育児休業や部分休業の取得要件のうち、現在は引き続き在職した期間が1年以上との要件を設けおりましたが、それを廃止するものであります。

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備につきましては、①の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の周知及び制度利用に関する意向確認と、②勤務環境の整備として、研修の実施や相談体制の整備などであります。

3、施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

以上でご説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第20号 川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、町内事業者による町内産品の積極的な利活用及び事業者間の相互連携を促すため、提案するものであります。

内容につきまして、井上産業振興課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 命によりまして、議第20号 川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議第20号 川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

以下、内容につきましては、別紙の概要書をもってご説明させていただきます。

概要書を御覧ください。

川西町中小企業・小規模事業者振興条例の一部を改正する条例の概要について。

1、改正の趣旨でございます。

中小企業・小規模事業者自らによる町内産品の積極的な利活用と事業者間での相互連携、協力を促すことにより、地域経済の活性化と中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化につなげるため、新たな規定を加えるものでございます。

2、改正の内容でございます。

第5条に規定しております中小企業・小規模事業者の努力義務につきまして、中小企業・小規模事業者による町内産品等の積極的な利活用と共同事業の実施や中小企業団体への加入等による相互連携及び協力の2項を加えるものでございます。

3、施行期日でございますが、令和4年4月1日からとしております。よろしく願い申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第22号 川西町行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、行政不服審査法第81条第8項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を県に委託することにより、本条例を廃止する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第22号 川西町行政不服審査会条例を廃止する条例の設定についてご説明いたします。

川西町行政不服審査会条例を廃止する条例を次のように制定するものであります。

本日付提出、町長名でございます。

条例の内容につきましては、別紙の概要書でご説明いたしますので、御覧願います。

1、制定の趣旨につきましては、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき設置する川西町行政不服審査会の事務を令和4年度から山形県に委託するため、本町の審査会を設置する条例を廃止するものであります。

審査会につきましては、行政不服審査法で、住民の権利利益の救済と行政の適正な運営を確保するため、行政処分に不服がある場合は、行政庁に対し審査請求ができ、行政庁では審査請求を受けた内容について、審査会で調査審議を行うこととされております。

なお、審査会の委員は、法律や条例、行政に関して識見を有する者を委嘱することとされております。

2、条例の内容ですが、(1)としまして、川西町行政不服審査会条例につきましては、廃止するものであります。

(2)川西町手数料条例につきましては、審査会の事務である交付手数料に関わる規定を削除するものであります。

3、施行期日等ですが、(1)施行期日につきましては、令和4年4月1日であります。

(2)の経過措置につきましては、本条例の廃止前に審査会に諮問した事件がある場合は、その事件の調査審議が終了するまでは、廃止後も本条例の規定は効力を有するものとしております。

以上でご説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第23号 川西町庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町庁舎建設基金を廃止するため、提案するものであります。

内容につきましては、坂野財政課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第23号 川西町庁舎建設基金条例を廃止する条例の設定についてご説明を申し上げます。

川西町庁舎建設基金条例を廃止する条例を次のように制定するものであります。

川西町庁舎建設基金条例を廃止する条例。

川西町庁舎建設基金条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は令和4年3月31日から施行する。

本日付提出、町長名でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第24号 川西町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を県に委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、規約を制定する必要があるので提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第24号 川西町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についてご説明を申し上げます。

川西町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約を次のように新たに制定するものであります。

規約の第1条につきましては、委託事務の範囲であります。

委託する事務につきましては、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項になります。同項に規定する機関につきましては、本町では、川西町行政不服審査会でありますので、この審査会で行う事務を山形県に委託するものであります。

第2条につきましては、管理及び執行の方法であります。

委託した事務の管理や執行につきましては、山形県の条例、規則等の規定に基づき行われることとしております。

第3条は、経費の支弁であります。

委託事務に係る経費につきましては町の負担とし、その額などにつきましては、協議により定めることとしております。

第4条につきましては、条例等制定改廃の場合の措置。

第5条につきましては、その他必要な事項について定めているものであります。

附則でございますが、この規約は、令和4年4月1日から施行するものであります。

本日付提出、町長名であります。

以上でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第26号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について提案申し上げます。

提案理由につきましては、置賜広域行政事務組合が行う共同処理する事務について、米沢市、南陽市、高畠町及び川西町に係るし尿共同処理施設の設置及び管理運営に関する事務をし尿受入れ施設の設置及び管理運営に関する事務に変更するとともに、南陽市、高畠町及び川西町に係るし尿の収集運搬に関する事務をし尿収集手数料の徴収に関する事務に変更するほか、規定の整備をはかるため、提案するものであります。

内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第26号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づいて、別紙のとおり、協議のあった置賜広域行政事務組合規約の一部を変更することについて。

地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

本日付提出、川西町長名でございます。

詳細につきましては、お配りしております概要書でご説明いたしますので、御覧ください。置賜広域行政事務組合規約の一部変更の概要について申し上げます。

1、変更の内容でございます。

米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンターを廃止し、令和7年度からし尿受入れ施設の設置及び管理運営を行うこと。また、南陽クリーンセンターし尿収集運搬業務に係る手数料徴収事務について、施設廃止後においても手数料の消滅時効である5年間は本組合の事務として共同処理するにあたり、本組合の共同処理する事務を変更するため、本組合規約を変更するものです。

なお、この規約変更にあわせて、南陽クリーンセンターし尿処理施設を正式名称である汚泥再生処理施設に変更するものです。

2、施行期日等でございます。

(1) 施行期日、令和7年4月1日でございます。

(2) 規約変更日、令和4年3月末日でございます。これは3市5町議決後ということでございます。

なお、こちらにつきましては、し尿受入れ施設の建設工事等が令和4年度から予定しているところです。施行日前の準備行為として附則で規定し、規約を変更した上で行うことから、令和4年3月末に規約変更を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）第2回変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）第2回変更請負契約の締結についてをご説明を申し上げます。

令和3年9月10日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）について、下記のとおり変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、記、1、契約の目的でございます。虚空蔵山西線道路改良工事（2工区）でございます。

契約の方法、この工事につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額でございます。変更前、6,007万6,500円でございます。変更後でございますが、6,342万4,900円でございます。比較しまして、334万8,400円の増額でございます。

契約の相手方でございます。山形県東置賜郡川西町大字下小松2972番地2、株式会社、黒澤技建、代表取締役、曾根祐司でございます。

本日付、町長名でございます。

資料としまして、2つほどつけております。

1枚目については、第2回の仮契約変更書でございます。変更金額でございますが、増額としまして334万8,400円でございます。この契約につきましては、令和4年2月22日に締結をしたものでございますが、この契約の効力については、本議会の承認をもって発生をするものでございます。

それでは、今回の第2回の変更の内容でございます。

A3版の図面をつけております。

図面の右上のほうでございますが、位置図をつけておるところでございます。

まず最初に、施工延長でございますが、当初538.5メートルでございますが、543.5メートルということで、5メートルを施工延長するものでございます。この5メートルの増でございますが、中段に工事路線図をつけておりますが、この路線図着色をしている部分が今回工事をする部分でございますが、赤と黄色の部分があるかと思えます。

今回、5メートルの延長につきましては、黄色の部分の一番右端でございます。右端の部分については、町道の虚空蔵山線と交差をする部分でございますが、この交差部分の施工は当初見ておりませんでした。この町道から米沢側のところは既に道路改良が行われておりますので、現道を掘り下げて地盤改良工をすりつけるため、5メートルの延長を行うものでございます。

そのほか、工事内容の主な変更点でございますが、下の凡例のところそれぞれ主な変更工種を記載しております。今回、第2回目でございますので、当初、第1回、第2回ということで記載をしております。第2回変更の内容でございますが、まずは土工としまして、図面上で赤く塗られている区間でございますが、路床盛土をする区間でございます。ここにつきましては、現地精査を行ったところ、第1回変更の数量から122立米を増やしながら2,268立米として変更するものでございます。

次に、地盤改良工、黄色い部分でございます。ここについては、安定処理をする区間でございますが、ここにつきましては、第1回変更の数量から62平米ほど増やしまして2,104.7平米とするものでございます。これにつきましては、先ほど申し上げました施工延長を増というようところで増えるところでございます。

次に、排水構造物については水色で記載するところでございますが、ここについては変更箇所はございません。

次に、緑色の植生工というところでございますが、これにつきましても現地精査を行って、198平米を減じて670平米とするものでございます。

次に、最後に仮設工でございます。仮設工として今回工事用の除雪、それから水替工を増嵩するものでございます。特に、除雪につきましては、現場内の除雪、特に水路入替え等で除雪が発生しますので、増額をするものでございます。そのほか水替工につきましては、水路施工に際し湧水が発生しましたので、この部分を増嵩するものでございます。

以上の内容を変更するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長　ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

(午前10時39分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 一括議題に対する、今般示されている、この当初予算の総額に対する内容ということでもいいんですね。

○議長 予算は後で。

○11番 予算は後だな。今は、今まで出てきた分の。

○議長 そうです。

○11番 そうですか。それはじゃ割愛させていただきます。大変申し訳ございません。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第19、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第8、議第14号 川西町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の設定についてから、日程第16、議第27号 虚空蔵山西線道路改良工事(2工区)第2回変更請負契約の締結についてまでの11議案を、内容審査のため、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎令和4年度施政方針の説明について

○議長 令和4年度施政方針の説明について、町長より説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 私から、令和4年度施政方針を述べさせていただきます。

夢と愛を未来につなぐまちを目指して。

初めに、令和4年第1回川西町議会定例会が開催されるにあたり、令和4年度町政運営に対する基本的な考え方と施策の大綱を申し上げますので、議員各位並びに町民の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年の冬も昨年度と同様日本列島は大雪に見舞われ、雪害事故が多数発生しており、災害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

町では、1月17日、川西町豪雪対策本部を設置、町民生活の安全確保や経済活動の円滑化をはかるため、雪下ろし作業等の注意喚起や支援、交通確保のための除雪対策に万全を期してまいりました。議会には除雪費の増額補正にご理解を賜ってまいりましたが、さらに降雪が続き、除雪費の増額補正予算を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

また、除雪財源については、山形県知事、山形県市長会会長、山形県町村会会長連名で、国に対し、豪雪対策に関する緊急要望を提出し、県内の実情を強く訴え、財政支援を要望してまいりました。

さて、新型コロナウイルス感染症が公表されてから3年目を迎えましたが、その脅威はいまだに収束の兆しが見えません。昨年11月以降、オミクロン株と言われる変異株が世界中に蔓延し、国内でも本年1月中旬から感染が急拡大し、第6波が急激に進行しております。1月9日から、広島、山口、沖縄の3県での蔓延防止等重点措置実施区域の指定を皮切りに、全国的に感染が拡大し、21日からは首都圏をはじめとする1都12県が適用されました。さらに、28日から本県や関西圏など18道府県が追加され、対象地域は34都道府県に拡大され、1日当たりの感染者が10万人を超えるなど、感染者の増加はとどまらず、全国的に死亡者、重症者の数も増加しております。

県内では、蔓延防止等重点措置適用により、感染対策が一層強化され、人流がストップし、観光業、飲食宿泊業、運輸業などに甚大な影響が出ております。先の見えない中で、懸命に

経営努力を重ねられてきた事業者は、丸2年という長期間、感染拡大の波が襲うたびに大きな影響を受けており、経営は一層厳しい状況になっております。

本町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら、5次にわたる消費喚起や事業継続のための経済対策を実施してまいりましたが、地域経済の実態を踏まえ、さらに追加した対策が必要であると考えており、国・県に対し、さらなる支援の拡充を求めてまいりたいと考えております。

昨年はコロナ禍の中でありましたが、1年間延期されました2020東京オリンピック・パラリンピック大会が厳重な感染対策の下、全日程を予定どおり実施し、世界中から高く評価されました。様々な困難に直面しながらも、それを乗り越えられたことは歴史的偉業と言えます。そして、アスリートの真剣勝負は、世界の人々に感動が伝わりました。特に、パラリンピックで競われた選手の皆さんの活躍は、私たちに大きな勇気や希望を与え、障害はハンディキャップではなく、その人の個性であるということを強く認識いたしました。

また、昨年5月、川西町役場新庁舎が開庁いたしました。議員の皆様、町民や各種団体の皆様と幾度も協議を重ね、併せて、国の支援期間内という限られた制約の中で開庁できたことに、万感胸に迫るものがあります。事業推進に当たっては、故加藤俊一前議会議長をはじめ、議員の皆様、これまで建設に関わっていただきました全ての皆様のご理解・ご協力があった進めることができました。改めて関係各位の皆様にご心から感謝申し上げます。

町民に愛され、職員が働きやすく、町民の安全・安心を守る拠点として、なお一層貢献できるよう機能を強化してまいります。

一方、旧庁舎の跡地利用計画については、町議会内に調査特別委員会が設置され、精力的にご協議をいただき、9月定例会において報告書が提出されました。

町では、その報告書の内容を十分にくみ取り、改めて事業計画を見直し、12月に川西町地域振興拠点施設整備基本計画、旧川西町役場等跡地利活用計画を策定いたしました。その内容に基づき、旧庁舎等の解体設計、施設建設に関わる基本設計、実施設計等の補正予算をご可決いただきましたが、議会で様々な協議・検討をいただいた結果、より精度の高い基本計画に策定することができました。議員の皆様のご尽力に感謝を申し上げますとともに、今後、設計段階においても、町民ワークショップをはじめ、様々なご意見をいただきながら、当初計画どおり、令和7年度オープンを目指し、町のシンボルとしてふさわしい施設整備を進めてまいりたいと考えております。

国政においては、昨年10月、岸田文雄内閣総理大臣が誕生、デジタル田園都市国家構想の

実現を掲げ、国民の皆様との丁寧な対話を踏まえ、新政権の下、新型コロナウイルス感染症対策や経済対策、社会全体のデジタル推進、少子化対策、成長と分配の好循環等への施策を推進するとしております。新たなパンデミックの到来を見越し、都市から地方への人の流れをつくり出すため、地方のデジタル化が一層推進されることが想定されることから、国の方針を注視しながら、町としても、ポストコロナを見据えた施策を速やかに検討していかねばならないと思っております。

1、令和4年度町政の運営方針。

令和4年度は、ウクライナ情勢を背景とした緊迫した米ロ関係、引き続き米中対立の影響など、国際的な緊張関係の綱引きが世界経済にどのような影響を及ぼすか予断を許しません。それらの動向を見据えながら、本町の持続的発展を目指し、2年目を迎えるかわりに未来ビジョンの後期基本計画を推進してまいります。

本町の最大の課題である人口減少の克服を見据え、本町の強みである公立置賜総合病院の立地を生かし、メディカルタウン構想の一層の推進をはかってまいります。

現在、第1次区域として、医療施設や商業エリア、住宅エリアの開発に着手、4年度内に開業や宅地の分譲が開始される予定であります。民間主導による計画地周辺部の開発も並行して進む予定でありますので、中核となる商業施設と連携をはかりながら、魅力あるメディカルタウンを創造してまいります。

地域経済活性化、移住・定住・交流促進、男女共同参画推進、町民総活躍、安心して暮らせるまちづくりのプロジェクトに掲げる各施策を確実に推進してまいります。

本町を取り巻く社会資本整備については、本町の大動脈である一般国道113号梨郷道路、一般国道287号米沢長井道路川西バイパスが令和5年度供用開始に向け着実に整備促進がはかられております。併せて、町道虚空蔵山西線の整備も順調に進んでおり、置賜地域の中で地理的優位性を持つ本町にとって、道路網の整備は地域発展の根幹をなすものとして、なお一層の事業推進をはかってまいります。また、社会資本整備は、社会的投資事業でありますので、そのストック効果が最大限発揮できるよう、町として各種施策の成果を上げてまいります。

今年度事業着手した旧川西町役場等跡地利活用計画は、基本計画に基づき、令和4年度は施設整備に向けて基本設計・実施設計の策定作業を進めてまいります。併せて、旧庁舎の解体工事、用地測量等を実施しながら、令和7年度整備の完成を目指し、事業の推進をはかってまいります。町なかのにぎやかさを創出するには、羽前小松駅前をはじめ、中心市街地等

都市計画の検証、地域づくりや商工業振興などのソフト事業の推進など、地域住民の皆さんと一体に取り組むことが必要であります。小松地区の魅力向上に向けて、住民や各組織と行政が連携する協働のまちづくりを推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症が報告されてから3年目を迎えますが、次々とウイルスの変異株が出現し、いまだ収束には至っておりません。しかし、有効なワクチン接種や治療薬の開発が進んできており、感染への対処法が確立できれば、出口が見えてくるものと期待しております。長期間にわたる感染対策で、人流抑制が続き、また、原油や原材料費が高騰し、地域経済や製造業に大きな影響が出ておりますが、今後厳しい経済環境を乗り越え、事業継続がはかれるよう、消費喚起や金融支援等経済対策に取り組んでまいります。

世界の異常気象が報告されるたびに、地球温暖化の警鐘が鳴らされ、温暖化対策は世界共通の課題であります。政府は2050年カーボンニュートラル宣言をし、国全体がその実現に取り組むこととしておりますが、本町においても、2020年12月に、川西町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。この具体的なアクションプランとなる二酸化炭素の排出抑制や再生可能エネルギー導入など、地球温暖化対策実行計画、区域施策編を策定してまいります。全国平均と比べ、本県の二酸化炭素排出割合が多いのは、家庭、特に冷暖房、運輸部門、大半が自動車利用、産業部門、中小企業が多いと言われております。町民の皆様や各事業者の皆様にご意見をいただきながら、それぞれの分野で取り組む行動計画を策定し、地球温暖化防止を目指してまいりたいと考えております。

持続的なまちづくりを推進するためには、安定した財政運営が必要であります。新庁舎整備の大事業は終了したものの、拠点施設整備やメディカルタウンの整備、公共施設の大規模改修など引き続き計画されております。事業推進に当たっては、国や県からの財源確保をはかるとともに、有利な起債事業を活用し、将来的な負担の平準化をはかってまいります。今後とも財政規律を守り、事業の厳選、事務事業の見直しなど行財政改革に取り組んでまいります。職員には各種研修等を通じて、意識改革や資質向上に努めるとともに、長時間労働の改善など、ワークライフバランスを推進しながら、町民の皆様の期待に応えることができるよう、オール川西町役場で行政サービスの向上を目指してまいります。

2、令和4年度予算編成方針と概要。

令和4年度の国の地方財政計画は、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和

3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずることとされております。

本町の財政状況は、人件費や公債費、扶助費を含めた義務的経費は依然として高水準にあります。一方、最大財源である地方交付税は、社会保障関係費の伸びや地域社会のデジタル化の推進など膨らむ自治体の財政需要に対応し、全国規模総額3.5%増額となる見込みであります。令和2年度国勢調査人口の減少により大きな伸びは期待できないものと考えております。また、各種基金残高は乏しく厳しい財政状況にあります。このため、中長期的な財政見通しの下、行財政改革に取り組みながら、町財政の健全な運営が求められていると認識しております。

令和4年度の予算編成に当たっては、このような状況を踏まえながらも、リーディングプロジェクトをはじめ、かわにし未来ビジョンや、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げたプロジェクトの着実な推進、町の政策的な課題や重要事業などを最大限盛り込むよう努力いたしました。この結果、一般会計の歳入歳出総額は113億4,900万円で、前年度に比べ1.8%の増となる予算規模となりました。

なお、特別会計を含めた普通会計の総予算額は165億979万円で、前年度比0.2%の増となりました。

3、分野別の重点施策。

予算案に計上いたしました主な施策について、かわにし未来ビジョンの分野別目標ごとに申し上げます。

集まるまちをつくる。

住む人が自分たちの地域に誇りを持ち、訪れる人が本町の魅力に憧れを抱く、人と魅力が集まるまちを目指してまいります。

未来を担う人づくりでは、まちづくりの担い手育成が急務であります。まちづくりの実践を担う地域や団体等において、地区交流センターを含めて世代交代が進みつつありますが、引き続き意欲的な人材を発掘・育成してまいります。地域おこし協力隊制度を十分活用し、地域課題の対応のみならず、事業承継や隊員が本町に定住・定着を選択できるよう支援してまいります。

移住・定住支援は、コロナ禍にあっても対面相談を重視し、相談者に寄り添った伴走支援を行います。集落定住支援員を積極的に配置し、空き家バンク制度を円滑に推進するとともに、やまがた里の暮らし推進機構と連携し、若者や子育て世代、シニア層へのSNS等を通

じた情報発信を強化してまいります。また、県と連携した移住支援策を取り入れて、さらに移住・定住を推進してまいります。

人をつなげる交流の促進は、全国川西会議等の自治体間交流や本町出身の本間喜一氏が開校に尽力された愛知大学との交流をさらに幅広く深めてまいります。今年度は愛知大学との連携協定により、本町出身の第一号の奨学生が誕生いたします。また、同大学と置賜農業高等学校との連携を支援するなど、同高等学校の魅力向上の視点も併せ持ちながら取り組んでまいります。さらに、関係人口拡大に向けて、引き続き町の魅力や暮らしを体験する催事やツアー等多彩な交流事業を通して、川西ファンの獲得をしてまいります。

また、ふるさと納税については、積極的なPRを行うとともに、返礼品及び取扱い事業者の拡大による魅力向上をはかり、地域経済の活性化と関係人口の拡大につなげてまいります。

心を豊かにする学びの促進については、第3次生涯学習推進計画の基本理念に基づき、人づくりに資する事業を推進し、学びを通じて、一人一人が輝きを放つ川西人の創出を目指してまいります。

フレンドリープラザにおいては、子供から高齢者までの幅広い年代層を対象に、芸術文化の情報発信に努め、鑑賞機会の提供や参加しやすい環境づくりを推進するとともに、町立図書館と遅筆堂文庫を主体に読書推進活動など、人をつなぎ、心を豊かにする文化振興の先導役を果たしてまいります。

本町の誇りである井上ひさし氏の業績を検証する吉里吉里忌2022を開催し、井上ファン及び川西ファンの拡大につながるよう発信力の強化をはかってまいります。

また、心身ともに健やかで豊かな生活を送るためにスポーツの果たす役割は大変大きいものがあります。生涯スポーツの普及と支援に努め、障害の有無に関わらず、町民が誰でも、いつでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる機会と環境の整備をはかってまいります。

子育て環境の充実については、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援・相談体制をはかる子育て世代包括支援センターを運営してまいります。

また、第2期川西町子ども・子育て支援事業計画に基づき、町立の認可保育所及び幼稚園の運営のほか、私立の認可保育所、認定こども園等に対する支援を継続して行ってまいります。加えて、放課後児童クラブの運営支援や子育て支援センター等の運営充実をはかり、子育て世代が安心して子育てできる環境を整えてまいります。

さらに、高校3年生相当までの医療費無償化や不妊治療に対する助成、児童手当や独り親

家庭の親への手当支給などの支援を継続して実施してまいります。

地域・家庭・学校が連携した教育の推進については、地域に開かれた学校運営、地域とともにある学校づくりを進めるため、全小・中学校をコミュニティスクールに指定し、地域学校協働本部とも連携をしながら、子供たちの社会力、地域の教育力の向上及び郷土愛の醸成をはかってまいります。

児童・生徒の学ぶ力の育成については、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、児童・生徒の学ぶ意欲を高め、確かな学力が身につく指導を展開し、学校教育研修所を通して授業改善及び指導力の向上をはかってまいります。

小学校での英語の教科化に伴い、ALTを引き続き複数配置するとともに、中学3年生及び中学1年生に対し、英語検定3級並びに5級以上の検定料の補助を継続し、児童・生徒の英語学力向上をはかってまいります。

健やかに育む教育環境の充実については、児童・生徒1人1台に整備を行ったタブレット端末を活用した学習を進めるとともに、引き続き部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減をはかってまいります。

地域医療の充実については、公立置賜総合病院が平成12年に開業して以来、高度医療及び急性期医療を提供する地域の中核医療施設として充実、発展してきました。また、公立置賜川西診療所は、そのサテライト施設として、総合病院との連携した一次医療を提供しており、町は置賜広域病院企業団の構成団体として運営等に参画し、町民が安心できる医療体制の充実に努めてまいります。

地域福祉の推進については、地域が抱える様々な課題について、民生委員児童委員や川西町社会福祉協議会などと連携し、みんなで話し合い、お互いの支え合いによって解決する地域共生社会の実現を目指し取り組んでまいります。

高齢者福祉の推進については、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域で支え合う居場所の創出、介護予防、切れ目のない医療と介護の提供、日常生活の支援に取り組んでまいります。

川西ブランドの構築と活用については、こまつ市やかわにし産業フェア、そして、かわにし豆の展示会の開催など、県内外での販売PRイベントを通じ、町内製品の販売促進と本町への興味喚起につなげてまいります。町の花ダリアについては、置賜農業高等学校と連携をはかりながら、川西ダリヤ園のオリジナル品種のブランド化を推進するとともに、定期的な栽培講習会やダリヤ園へのマイガーデンコーナーの設置を通して、魅力向上と普及拡大をはか

ってまいります。

楽しいまちをつくる。

人と人との関係が豊かで安心して生活できるコミュニティが形成され、快適な生活が送れる環境づくりを進めることで、楽しい地域、楽しい生活のある町を目指してまいります。

地域を支える自立したコミュニティづくりについては、かわにし未来ビジョンのまちづくりのテーマに掲げる協働そして共創への具現化に向け、自主・自立の地域づくりを推進する体制、支援を継続してまいります。

多様な住環境の整備については、県の制度と協調しながら、新築、住宅リフォーム及び耐震診断、耐震補強工事に対する支援を継続するとともに、若者定住住宅支援制度による町内への定住・移住を支援してまいります。

総合的な雪対策の充実については、道路除雪計画に基づき、冬期間の安全・安心な生活及び道路交通の確保をはかるとともに、高齢者世帯への雪下ろしの支援など、雪国の暮らしを支えてまいります。

住みやすい環境づくりの推進については、第4次川西町環境基本計画に基づき、町民・事業者・行政が連携し、ごみ分別の徹底による減量化・資源化に加え、SDGs・ゼロカーボン等の新たな視点を取り入れ、再生可能エネルギーへの転換など、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めるとともに、環境学習会等による町民の意識向上に対する働きかけを行ってまいります。

暮らしを支えるインフラの維持については、水道事業経営計画に基づき、費用の軽減対策や未収金対策等を進め、経営の安定化をはかるとともに、国の交付金事業を活用し、老朽管の計画的な更新を進めてまいります。

生活排水対策については、引き続き合併処理浄化槽設置を推進するとともに、公共下水道及び農業集落排水事業の加入促進をはかり、公共用水域の水質保全と生活環境の向上をはかってまいります。

中心市街地活性化については、町の中心地である小松地域のまちづくりの視点で、今後の土地利用や交通需要予測等を踏まえた川西町都市計画マスタープランの見直しと並行し、町民の意識調査等を行います。各種団体等により要望をいただいた羽前小松駅前の空き地については、活用に向けた調査等を進めてまいります。

幹線道路ネットワークの整備促進については、より一層の整備促進に向け、関係市町、団体とともに国や県に対し強く要望活動を行ってまいります。

生活道路等の整備については、計画的に舗装・補修等を実施し、機能維持をはかるとともに、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に沿って継続して修繕整備に取り組んでまいります。

公共交通介護保険につきましては、利用者からの要望が強い当日予約・当日運行に取り組み、生活交通として定着しているデマンド型乗合交通の充実をはかってまいります。JR米坂線及び山形鉄道フラワー長井線については、県と沿線市町が協調し、利用拡大と運行支援に取り組んでまいります。また、広域的な公共交通の課題については、県や関係市町と検討を進めてまいります。

防災体制の充実については、令和元年の台風19号や令和2年7月の豪雨災害など激甚化する自然災害を教訓に、発災時の対応力向上、実践的な行動の習熟に向け、自主防災組織並びに関係機関との連携を強化し、体制整備をはかってまいります。併せて、戸別受信機配備による防災行政無線の難聴地域解消の取組、防災備蓄品や避難資機材の拡充をはかるとともに、防災士等の養成支援に努めてまいります。

また、消防団の充実については、組織、定数、活動、団員の処遇改善、人員の確保、資機材の整備等を幅広く検討するため、消防団組織の見直し等に関する検討委員会で検討を進めてまいります。さらに、消防団、置賜広域行政事務組合川西消防署との連携を密にし、町民の安全・安心を確保してまいります。

安心な生活環境づくりの推進では、町民生活安全推進大会の開催を継続し、町民の防犯、安全に対する意識の啓発と活動の強化をはかるとともに、各年代層に対応した交通安全事業を推進してまいります。

また、運転免許証自主返納支援事業を継続し、公共交通機関の利用券等を交付することで、高齢者等の自動車運転による事故の抑止をはかってまいります。

空き家対策については、実態調査を基に、所有者の意向に基づいた情報の提供、指導等を徹底し、危険空き家の解消、発生防止に取り組んでまいります。

挑戦する町をつくる。

住む人と事業所、行政等が一緒になって挑戦する気概や挑戦できる環境を醸成することで、暮らしの経済活動が活発に営まれ、地域の活気とにぎわいに満ちたまちづくりを目指してまいります。

豊かさをもたらす強い農業づくりでは、川西町農業振興マスタープランに基づき、関係機関との連携等により着実な展開をはかってまいります。

本町の基幹作物である米生産については、県産米ブランド化の推進戦略を踏まえ、はえぬきやつや姫、雪若丸の生産振興をはかるとともに、米価安定のため、需要に応じた生産の目安をオール川西で推進してまいります。

園芸振興については、重点推進作物であるえだまめ、アスパラガス、ダリアの積極的な生産振興をはかるとともに、多品目化による6次産業化への発展を支援してまいります。

畜産振興については、米沢牛の主産地として地域内一貫生産体制を構築し、黒毛和牛の生産増頭に向けた取組を強化してまいります。また、さらなる産地確立を目指し、本年度開催されます全国和牛能力共進会の出場を置賜農業高校と併せて支援してまいります。

安全・安心な農畜産物の生産販売については、国際水準GAP等の認証取得を積極的に推進するほか、持続可能な農業の実現に向け、環境に配慮した有機農産物の生産拡大を目指してまいります。

担い手の確保・育成及び農用地の利用集積については、人・農地プランの協議を踏まえ、農地中間管理事業等を活用した中心経営体への面的な集積を推進し、効率的な農業経営を目指すとともに、新規就農者への支援、集落営農組織、法人化への指導・助言も引き続き進めてまいります。

農地等の整備については、大塚西部地区の基盤整備事業の推進と併せて、上萩野地区及び川西東部地区の農業用施設の改修事業を実施し、農地の大区画化、用排水機能等の基盤整備により、生産効率の向上と経営基盤の強化を支援してまいります。

相互に連携する産業づくりについては、農業を基軸としながら商工業及び観光など、産業間の連携をはかりながら地域経済の活性化を目指してまいります。

商工業の振興については、積極的に町内の事業者を訪問し、情報収集と国・県等の必要な情報の発信を行うとともに、商工会や金融機関等との連携を強化し、経営改革指導等への支援を継続するとともに、観光協会やかわにし森のマルシェと連携しながら、商品開発や販路拡大の取組を支援してまいります。また、新型コロナウイルス感染症により事業活動に大きな影響を受けた町内事業者に対し、ポストコロナを見据えた取組を支援してまいります。

多様な仕事を生み出す戦略づくりについては、県及び関係機関と連携をはかりながら企業誘致を推進してまいります。さらに、創業支援事業計画に基づき、創業希望者、起業者への支援に継続して取り組んでまいります。

6次産業化については、かわにし森のマルシェと連携し、実践者の拡大をはかりながら、農産物の高付加価値化や販路拡大等への支援を行ってまいります。

雇用対策については、川西町雇用対策連絡会議の開催など、関係機関と連携をし、情報共有をはかりながら安定した雇用機会の確保に取り組んでまいります。

ふれあいの丘機能充実については、川西ダリヤ園や置賜公園をはじめ、浴浴センター及びパークゴルフ場の連携強化により、ふれあいの丘一帯の機能を生かし、町民の福祉の向上と地域間交流の拡大をはかってまいります。特に、川西ダリヤ園においては、ダリア栽培の技術向上や新品種の開発に引き続き取り組むとともに、イベント開催時等、来園者数の増加が見込まれる際には、臨時駐車場を設け、シャトルバスを運行するなど、来園者の利便性の向上をはかり、ダリアの町としての魅力を町内外に発信してまいります。

効果的な観光情報発信の強化については、令和3年度に作成した川西町電子観光マップの運用をはじめ、公式ホームページやSNS等の有効活用による情報提供、PR活動を推進してまいります。

また、町の認知度を高め、交流の拡大から交流人口を拡大し、そして広範な分野につなぐシティプロモーションでは、地域の魅力を整理し、効果的に発信する段階に高めてまいります。

行財政改革の推進については、第2次経営改革プランに基づき、行政運営・働き方改革、行財政改革、住民サービス改革を柱に取り組むとともに、DX推進においては、アクションプランを策定し取組を加速させることで、多様化する町民ニーズに応えながら、職員にとっても健康で働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

併せて、施策を推進していくことに欠かすことのできない行政評価システムを効率的・効果的に高めるため、適正な運用をはかってまいります。

結びに、全国町村会は、大正10年2月、全国の町村長1万2,000余りの唯一の連絡機関として発足しました。当時は、第1次世界大戦後の好景気に物価や人件費が高騰し、税収の乏しい町村は、義務教育費の負担が大きく、町村長は小学校教員俸給負担増額運動が展開されました。そして、全国の町村長の大同団結が必要であるとして、地方に都道府県町村長会、中央に全国町村長会が設立されました。

昨年11月、全国町村会創立100周年記念式典が開催され、コロナ後社会を見据え、人の絆、地域のつながりを大切にしながら、926町村の多様な価値を発展させ、全国どの地域も活力にあふれ、光輝く新時代を切り開くため、全力を尽くすことを高らかに宣言されました。これまでの先人の皆様のたゆまない努力により、全国の町村の振興がはかられ、今日の日本が築かれてきましたが、現在、どの町村も人口減少や高齢化と向き合いながら、それぞれに創

意工夫を重ね、新たな町村の可能性に向け、鋭意努力を重ねております。そこに住む人々の願いを受け止め、地域の誇りを失わず、地域の可能性を次世代に引き継ぐため、私たちはまちづくりを進めていかなければなりません。それが私たちに課せられた使命であります。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは、社会システムを大きく変えました。人と人をつなぐ交流や支え合いが、感染防止の不要不急の行動自粛により、萎縮した行動様式に変化してしまいました。その典型が現状の冠婚葬祭に象徴されております。今後様々な場面で、人と人の関係を軸とした組織や会合、イベント等の在り方を考えていかなければならないと思います。

また、働き方においても、インターネットを活用した勤務や会議が一層広がるものと考えられます。その意味では、都市と地方の格差を解消し、魅力ある地域をつくり、選ばれる町として整備していくことが重要であります。現状の課題解決にとどまらず、将来のあるべき姿を構想していく必要があります。

私は昨年、三菱鉛筆の鉛筆の資源循環システムに感動いたしました。これは鉛筆の芯を通常の半分まで入れ、使い切った鉛筆を回収し、堆肥化して森を育て、育てた木が鉛筆の材料に循環する仕組みであります。品川区の教育委員会を通じ、子供たちは学ぶときに手にする鉛筆で、資源循環を体験し実感することになります。私は、使い切ることが難しい鉛筆の芯が、半分しか入っていないことに、コロンプスの卵のような発想の転換を強く感じました。そして、その鉛筆が本町で生産されていることに誇りを感じます。

私たちのまちづくりも、今まで培ってきた土台を堅持しつつも、新たな、そして柔軟な発想が求められているものと考えます。

山形県置賜総合支庁長から、令和3年度置賜地域農林水産業若者賞を表彰された玉庭在住中川秀人さんは、地域の若手中核農家として期待される一方、ユーチューバーとして農業の現場を積極的に情報発信していることが評価されました。このように町内には新たな発想でチャレンジされている人がたくさんおります。町民の皆様と力を合わせ、未来ビジョンの共創のまちづくりを推進していきたいと思っております。

以上、町政全般にわたり所信を述べさせていただきましたが、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。

○議長　ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時38分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

◎議第21号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

◎議第25号 町有財産の貸付について

◎議第2号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第9号)

◎議第3号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

◎議第4号 令和3年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

◎議第5号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

◎議第6号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
2号)

◎議第7号 令和4年度川西町一般会計予算

◎議第8号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算

◎議第9号 令和4年度川西町下水道事業特別会計予算

◎議第10号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計予算

◎議第11号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計予算

◎議第12号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計予算

◎議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算

○議長 日程第20、議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第34、議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算までの15議案を議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し

上げます。

提案理由につきましては、国民健康保険税の税率等の改正及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、地方税法が改正されたことにより、本条例を改正するため、提案するものであります。

内容につきまして、有坂税務会計課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 有坂税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、議第19号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付、町長名でございます。

内容につきましては、お手元に配付をしております条例の概要により説明をさせていただきますと思います。

1、改正の趣旨。

大きく2点ございまして、1点目、国民健康保険税の税率等の改正。

国民健康保険税の基礎課税額、医療分、後期高齢者支援金等課税額、支援金分、介護納付金課税額、介護分の各税率等を改正するもの。

2つ目が全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、同法における地方税法の一部改正に伴い改正するものであります。

2つ目、改正の内容でございます。

まず、国民健康保険税の税率等の改正。

医療分、支援金分及び介護分の税率及び税額について、県が示した標準保険税率に準じた改定でございます。

こちら比較表を御覧ください。

それぞれ医療分、支援金分、介護分について、改正前、改正後、比較をつけております。

まず、所得割額、%でございますが、7.1%、7.3%、0.2%の増、支援金分については2.5%で改正ございません。介護分、改正前1.8%、2.4%、0.6%の増、続いて、被保険者1人当たり課税される均等割額、単位は円でございます。2万3,000、3万1,500、8,500の増、9,000、1万500、1,500円の増、9,000、1万2,000、3,000円の増、次に、世帯1戸当たり課税される平等割額でございます。2万8,000、2万1,400、6,600円の減、8,200、

7,100、1,100円の減、4,500、6,000、1,500円の増。

次に、2、健康保険法等改正法による改正でございます。

1点目、未就学児に係る国民健康保険税均等割額、医療分と支援金分について、その5割を軽減するもの。

2つ目、法改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

施行期日等につきましては、令和4年4月1日から施行。

適用区分として、改正後の本条例による税率等の改正及び未就学児の国民健康保険税均等割額改正に係る規定は、令和4年度分以後の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとあります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第21号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、町が徴収する町道占用料の額等を改める必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私のほうから説明を申し上げます。

議第21号 川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

本日付、町長名でございます。

改正の内容につきましては、別紙で概要をつけておりますので、そちらをもってご説明を申し上げます。

1の改正の趣旨でございます。

道路法施行令の一部改正によりまして、道路占用料の額の見直しが行われたことに伴い、町が徴収する町道占用料の額、加えて、消費税の表し方の条文を改めるため、改正をするものでございます。

2の改正の内容でございます。

(1) としましては、町道占用料の額を道路法施行令の改正により改めるものでござい

して、この別表につきましては、議案書の別表というところをつけておりますので、それぞれ占用物件に応じて占用料の額を改めるものでございます。

なお、この額につきましては、改正によりまして、値上げといたしますか、料金が上がるものでございます。

(2)でございます。改正の内容の2つ目ではありますが、第2条第2項で示しております消費税の条文の表現でございますが、国・県の上位の法令とあわせまして、この表現文言を改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第25号 町有財産の貸付について提案申し上げます。

提案理由につきましては、旧川西町立東沢小学校を貸し付けることで、長期にわたる施設の安定的な活用をはかり、地域活性化に資することを目的として提案するものであります。

内容につきまして、針生まちづくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生まちづくり課長。

○まちづくり課長 命によりまして、私よりご説明申し上げます。

議案本文によりご説明申し上げたいと思います。

議第25号 町有財産の貸付について。

町有財産を下記のとおり貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、貸付財産。

(1) 土地。

川西町大字大舟北船山982番2、334.89平方メートル、以下、全24筆、合計2万5,126.33平方メートル。

(2) 建物。

裏面に移ります。

1、名称、校舎、構造、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積1,732平方メートル。

2、名称、体育館、構造、鉄骨平屋建て、延べ床面積664平方メートル、合計延べ床面積2,396平方メートル。

2、貸付金額。

土地及び校舎は、年額34万6,463円、体育館は無償とするものでございます。

3、貸付の相手方。

山形県米沢市塩井町塩野1489番地15、株式会社R e s t、代表取締役、横山森之。

4、貸付の期間。

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで。

本日付提出、町長名でございます。

なお、当該施設の位置並びに貸付けする範囲をお示ししました資料を添付いたしております。お目通しをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第2号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第9号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,815万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,814万8,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、坂野財政課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第2号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

本日付提出、町長名でございます。

先に第2表からご説明申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

なお、ここに記載しております事業のほとんどが、この2月に議決いただきました一般会計補正予算（第8号）に関わる内容であります。これは繰越しを予定する内容とその理由についてご説明を申し上げます。

なお、金額につきましては、繰越しの予定額ということで御覧いただきたいと思っております。

初めに、1款1項議会費、事業名は議会ICT活用事業でございます。これはペーパーレス議会用のシステム導入、備品購入に時間を要するため、繰越しをお願いするものでございます。

2款1項総務管理費、総務事務経費、これは執務環境整備やネットワーク構築に時間を要するためでございます。

次の防災対策拡充事業、これは戸別受信機配備に時間を要するためでございます。

次の広報広聴事業、広報に係る備品購入に時間を要するためでございます。

次のメディカルタウン整備事業、これは事業内容の精査のため、次年度に設計並びに工事を行うためでございます。

次の電子自治体推進事業、これは備品購入に時間を要するためでございます。

地区交流センター管理運営事業、これは改修工事を次年度に行うためでございます。

続いて、2款3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、これはシステム改修に時間を要するためでございます。

続いて、第4項選挙費、選挙管理事務局事務経費、これは備品購入に時間を要するためでございます。

3款1項社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業、これは給付金の申請が令和4年9月までとなっているためでございます。

次の2項児童福祉費、放課後児童クラブ運営事業、これは本年度から次年度にかけて事業を行うためでございます。

次の小松保育所新型コロナウイルス対策事業、これは備品購入に時間を要するためでございます。

6款1項農業費、持続可能な農業支援事業、次の6次産業化支援事業、この2事業につきましては、令和4年度にかけて実施する事業のためでございます。

続いて、農村環境改善センター施設維持管理経費、これは改修工事に時間を要するためでございます。

次のページを御覧ください。

7款1項商工費、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業、これは本年度から令和4年度にかけて実施する事業のためでございます。

次の観光事務経費、これはテント等の備品購入を次年度に行うためでございます。

次の浴浴センター管理運営事業、これは工事及び備品購入に時間を要するためでございます。

次のパークゴルフ場管理運営事業、これは工事を次年度に行うためでございます。

8款2項道路橋梁費、虚空蔵山西線道路改良工事並びに、次の菊田桧線道路改良工事、この2事業につきましては、工事を次年度に行うためでございます。

次の橋梁長寿命化修繕整備事業、これは河川管理者との調整で、工事を次年度に行うためでございます。

続いて、10款1項教育総務費、スクールバス等運行管理経費、これはスクールバス納入まで時間を要するためでございます。

続いて、2項小学校費、小学校事務経費、これは本年度から次年度にかけて事業を実施するためでございます。

次の小学校教育コンピューター管理事業、これは電子黒板の納品に時間を要するためでございます。

次の小学校給食事務経費、これは工事を次年度に行うためでございます。

続いて、3項中学校費、中学校事務経費、本年度から次年度にかけて実施するためでございます。

中学校教育コンピューター管理事業、電子黒板の納品に時間を要するためでございます。

続いて、4項幼稚園費、幼稚園新型コロナウイルス対策事業、これはパソコンの納品に時間を要するためでございます。

続いて、第5項社会教育費、生涯学習推進（成人教育事業）これは5月に予定している成人式の事業のためでございます。

次のフレンドリープラザ施設整備事業、工事を次年度に行うためでございます。

続いて、第1表関係については、別紙の資料を御覧ください。

議第2号資料でございます。

令和3年度川西町一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。

初めに、1、歳出であります。これは性質別に区分した補正額及び補正の主な内容を抜粋してご説明申し上げます。

ナンバー1、人件費、補正額は59万9,000円の増であります。これは会計年度任用職員の報酬でございます。

ナンバー2、補助費等1,784万1,000円の減であります。

上から2段目になりますが、教育・保育施設給付事業、これは保育士等の処遇改善臨時特別交付金等でありまして、512万7,000円の増額でございます。

次の広域病院運営事業、これは運営負担金であります。令和2年度分の決算による精算分で、3,360万9,000円の減額でございます。

次の有機農業産地づくり推進緊急対策事業、これは同事業の補助金として1,000万円の増額でございます。

続いて、ナンバー3、物件費547万3,000円の増額でございます。

住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、これは住民記録システム改修委託料の増額、196万4,000円の増であります。

続いて、ナンバー4、維持補修費6,270万5,000円の増額、上から4段目になりますが、冬期交通確保事業、このうち除雪費の増額として6,000万円の増額でございます。

続いて、ナンバー5、扶助費509万1,000円の増、上から3段目になりますが、在宅福祉支援事業、高齢者世帯等の雪下ろし援助430万8,000円の増額でございます。

続いて、ナンバー6、普通建設事業費（補助）511万8,000円の減額であります。これは合併処理浄化槽設置整備事業の減額でございます。

裏面を御覧ください。

ナンバー7、普通建設事業費（単独）19万5,000円の増額、これは団体営土地改良事業の工事費の増でございます。

ナンバー8、普通建設事業費、これは県営事業負担金になりますが、補正額はゼロであります。内容にありますとおり、両堰地区と川西東部地区水利施設整備の事業費の組替えを行うものでございます。

続いて、ナンバー9、積立金1億4,269万円の増であります。町債管理基金管理事業積立金として1億4,122万6,000円の増額、次のスポーツ振興基金管理事業積立金146万4,000円の増額、こちらにつきましては、体育振興公社が解散時にあたり、町にご寄附いただいた金額

をスポーツ振興に使わせていただくため、このたび基金に積立てを行うものでございます。

続いて、ナンバー10、繰出金435万9,000円の増額、これは各特別会計の補正に伴う繰出金の増減でございます。

歳出合計1億9,815万3,000円の増額。

続いて、2、歳入であります。歳入の款ごとの補正額及び補正の主な内容を抜粋してご説明申し上げます。

ナンバー1、地方交付税1億7,185万8,000円の増額、これは普通交付税の追加交付による増減でございます。

ナンバー2、国庫支出金508万8,000円の増、上から4段目になりますが、保育士等処遇改善臨時特例交付金294万6,000円の増額。

続いて、ナンバー3、県支出金1,033万6,000円の増額、上から4段目になりますが、浄化槽整備促進事業費県補助金204万円の減額、その次になりますが、有機農業産地づくり推進緊急対策事業費県補助金、これは支出見合いの1,000万円の増額でございます。

続いて、ナンバー4、繰入金6,366万円の減額、これは財政調整基金の繰入額の減額でありまして、財源調整によるものでございます。

続いて、ナンバー5、諸収入7,453万1,000円の増額、これは庁舎建設基金の取崩し金として、基金の廃止に伴うものでございます。

歳入合計1億9,815万3,000円の増額。

なお、表の下になりますが、補正後の財政調整基金の残高は1億8,021万1,000円となり、標準財政規模に占める割合は2.7%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第3号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,372万2,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしくお願申し上げます。

す。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第3号 令和3年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和3年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、お配りしております概要書をもってご説明いたします。

議第3号資料を御覧ください。

初めに、1、歳出についてでございます。

第2款保険給付費、補正額は421万8,000円の増額です。主な内容は、審査支払手数料で4万3,000円の増、高額療養費で417万5,000円の増でございます。

次に、第6款保健事業費でございます。補正額は417万5,000円の減額でございます。主な内容につきましては、特定健康診査等事業で217万5,000円の減額です。これは健診受診者が少なかったための減となっております。

続いて、健康増進事業で200万円の減額でございます。こちらは人間ドック受診者が少なかったための減となっております。

歳出の合計額4万3,000円の増額です。

続いて、歳入につきましては、第1款国民健康保険税、補正額は391万2,000円の減額です。主な内容につきましては、医療給付費分の現年課税分になります。

続いて、第4款県支出金です。421万8,000円の増額です。こちらは普通交付金になりまして、先ほど申し上げました歳出の第2款保険給付費分になります。

続いて、第6款繰入金でございます。補正額26万3,000円の減額です。主な内容につきましては、保険基盤安定繰入金で207万4,000円の増、それから財政安定化支援事業繰入金で233万7,000円の減でございます。これらはいずれも額が確定したことによるものでございます。

歳入の合計額 4 万3,000円の増額です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第 4 号 令和 3 年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）をご提案申し上げます。

令和 3 年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 391 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,454 万 5,000 円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第 4 号 令和 3 年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明を申し上げます。

令和 3 年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第 1 条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正でございます。

第 2 条、地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。

本日付提出、町長名でございます。

先に地方債の補正ということで、この議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思っております。

第 2 表地方債の補正でございます。変更でございます。

起債の目的であります。公共下水道整備事業債、補正前 3,560 万円でございますが、補正後として 2,750 万円ということで、810 万円を減じるものでございます。主な内容については、流域下水道の建設負担金の確定による減額でございます。

次に、資本費平準化債でございますが、限度額、補正前で 3,620 万円でございますが、補正後としまして 3,650 万円ということで、30 万円を増額するものでございます。事業費の確定により増額となるものでございます。

合計でございますが、7,320万円、補正前でございますが、補正後として6,540万円、780万円の減でございます。

次に、議第4号の資料ということでございまして、第1条の部分のご説明を申し上げたいと思います。

1の歳出でございます。

第2款公共下水道事業費391万5,000円を減額するものでございます。主な内容にございますが、流域下水道建設負担金の確定により減額するものでございます。

次に、2、歳入でございます。

第5款でございまして、繰入金388万5,000円の増額でございまして、一般会計からの繰入金でございます。

第8款町債でございます。780万円の減額でございます。内容につきましては、先ほど第2表で申し上げましたとおり、公共下水道整備事業債で810万円の減額、それから、資本費平準化債で30万円の増額でございます。

歳入合計としまして391万5,000円の減額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第5号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,725万5,000円とするものであります。

内容につきましては、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、命によりまして、議第5号 令和3年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

令和3年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条については、町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

補正の内容につきましては、別紙の議第5号 資料、概要をもって説明を申し上げます。

1、歳出でございます。

第3款施設費でございます。61万6,000円の増額を補正するものでございます。内容につきましては、中大塚、下小松、2つの処理施設の汚泥量の増に伴いまして汚泥処理費を増額するものでございます。

歳入でございます。

第2款使用料及び手数料でございます。61万6,000円の増ということでございまして、農業集落排水に係る使用料の実績見込みとして61万6,000円を増額するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第6号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和3年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,507万7,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、近住民課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第6号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和3年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条は、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年3月4日、本日付提出、町長名でございます。

詳細については、お配りしております概要書をもってご説明申し上げます。

議第6号資料を御覧ください。

初めに、歳出についてでございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は73万7,000円の増額でございます。こちらの内容につきましては、広域連合納付金の額の確定によるものでございます。

続いて、歳入についてでございます。

第4款繰入金、補正額は73万7,000円の増額です。こちらは保険基盤安定繰入金になりまして、こちらも額の確定によるものです。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第7号 令和4年度川西町一般会計予算、議第8号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和4年度川西町下水道事業特別会計予算、議第10号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計予算、議第11号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第12号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第13号 令和4年度川西町水道事業会計予算、以上、令和4年度の7会計予算を一括して提案し、議員各位のご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、各予算の概要について、山口副町長に説明をさせますので、よろしく願いします。

○議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 それでは、命によりまして、議第7号 令和4年度一般会計予算から議第13号 川西町水道事業会計予算までの7議案について、お配りしております一般会計・特別会計予算案の概要によりご説明申し上げます。

なお、予算額等につきましては、細部にわたる説明を省略させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(副町長、予算案の概要説明)

○議長 一括議題としました15議案の説明が終了いたしました。

なお、一括議題の総括質疑並びに委員会付託の採決につきましては、議事日程の都合上、

第5日目、3月8日の本会議で行います。

◎請願の付託

○議長 日程第35、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は1件であります。

請願第1号 町道坂水田中線、町道三ツ井坂水線道路整地舗装整備の請願書。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、島貫 偕君。

○6番 請願の件でありますけれども、1枚目、請願者は、川西町大字洲島253番地の三ツ井活動隊という名称を持っています。代表、平 仁三郎君であります。併せて、洲島371番地の三ツ井の副代表というようなことで、島貫荘太郎君であります。

2枚目、請願書、今読み上げたようなおりであります。

その次のページ、議長、鈴木幸廣殿。

町道、東郷三ツ井坂水線5メートル道路整地整備要望の依頼について。

50年前の川西東部土地改良により、東郷、三ツ井、坂水、そして尾長島東線ができ上がりました。しかし、その中央にある三ツ井地区の道路部分の凸凹が激しく、また水たまりが数多く見られ、地域住民は早急に整地整備を要望しております。

つきましては、隣接下記部落長の請願をもって申請申し上げます。

東郷部落、三ツ井部落、中三ツ井部落、西町部落、坂水部落、尾長島部落ということで、以上6部落にわたっての広範囲な要望というようなことになっております。

次のページ、請願の趣旨でありますけれども、ダブるところもありますが、吉島地区の東側洲島東郷部落から県道7号線に至る坂水町道田中線、約570メートルが切削くず使用道路により激しく凸凹部分が多く通行に不便を欠いております。

また、尾長島東旧道祖神地区から県道7号線に至る三ツ井地区三ツ井線、約300メートルが舗装部分が途切れて砂利道になっております。通行に不便を欠いております。

以上の件につきまして、洲島地区、坂水地区、尾長島地区の生活道路がスムーズに往来できますよう、早急に整地舗装整備を強力に推進されますように、地域住民と隣接部落長の賛同を得て請願いたします。

参考までに、地図ですけれども、長いほうが5メートル道路です。短いほうが写真というようなことで、敷き砂利をしているような状態です。少し言っていいか悪いかと今、写真の

説明は、町道なのに農地水で敷き砂利をやっていますよと、半分批判みたいなことがありますので、その辺は、農地水に影響しないように特段のご配慮をお願いしたいものだと思っております。

以上でございます。

○議長 本請願は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日子定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、沖縄戦戦没者遺骨土砂の尊厳を考える会、代表、漆山ひとみ氏より、沖縄戦跡国定公園を聖域とし、その地域から土砂を採掘し、埋立てに使う計画の中止を国に要請する意見書の提出を求める陳情、全日本国立医療労働組合米沢支部、支部長、寒河江健一氏より、国立病院の機能強化を求める陳情書がお手元に配付のとおり提出されておりますので、御覧ください。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時08分)